

告 示

埼玉県告示第二百九十七号

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表都市整備部の項第二百二十号金額の欄ハの知事が別に定める建築物を次のように定め、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県手数料条例別表都市整備部の項第二百二十号金額の欄ハの知事が別に定める建築物は、次に掲げるいずれかの建築物とする。

- 一 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号）第四条第三項第二号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物
- 二 住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成二十八年国土交通省告示第二百六十六号）に適合する建築物